

「給食費の改定について」

答 申

令和元年 1 1 月 6 日
北九州市学校給食審議会

令和元年11月6日

北九州市教育委員会 様

北九州市学校給食審議会

会 長 天本 祐輔

給食費の改定について(答申)

令和元年7月31日貴委員会から諮問を受けた、「給食費の改定」について、次のとおり答申する。

答 申

現在の学校給食費は、平成26年4月に現行額に改定され、その間、基本物資である米飯・パン・牛乳の価格の上昇により副食費は毎年減額せざるを得ず、また、副食に係る食材価格も上昇するとともに、平成26年度の給食費改定の際に消費増税3%分の転嫁を見送ったこと、文部科学省の「学校給食摂取基準」の改定によりエネルギー等の増加が必要なこと、夏季休業期間の短縮に伴い給食実施日数が増加することなどにより、更に学校給食の運営が厳しいものになることが懸念される状況となっている。

こうした状況を総合的に勘案した結果、現行の給食費では、安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある美味しい給食の提供が困難であり、児童生徒に必要な栄養価を維持していくためのより一層充実した献立内容が望まれることから、小学校、特別支援学校及び中学校の学校給食費について、次のとおり改定する必要があるものと結論する。

記

1 給食費の改定について

I 小学校及び特別支援学校小学部の給食費の改定について

小学校及び特別支援学校小学部の給食費の改定については、「給食費の改定方法（指針）」（平成25年10月一部改訂）により、主食及び牛乳の価格は、令和元年度の県価格にスライドして決定し、副食費は、平成26年度に実施した副食に係る献立を平成30年度の材料費（単価）で置き換えた場合に対する前回改定額（平成26年4月）からの増加率（15.47%）を勘案して決定する。

以上の価格の合計額として得られる1食当たりの単価248.3円に、令和2年度の給食実施日数193日を乗じ、学校給食費の年間支払月数11月で除した後、端数処理（100円未満切捨）を行って求められる額、4,300円を改定月額とする。（1食単価245円、改定額400円、改定率10.3%）

II 中学校の給食費の改定について

中学校の給食費の改定については、上記Iの小学校及び特別支援学校小学部の改定方法に準じて求められる額、5,400円を改定月額とする。（1食単価310円、改定額500円、改定率10.2%）

III 特別支援学校中・高等部の給食費の改定について

特別支援学校中・高等部の給食費の改定については、上記Iの小学校及び特別支援学校小学部の改定方法に準じて求められる額、5,100円を改定月額とする。（1食単価292円、改定額500円、改定率10.9%）

2 改定時期について

改定時期については、令和2年4月分からとする。

なお、給食費の改定方法（指針）に、「学校給食費の見直しについては、改定後、概ね3年を目途に行うことが望ましい。」と示されているように、改定後3年を目途に、主食及び牛乳の価格や副食に係る食材価格の動向を踏まえた給食費改定の検討をされたい。